

## 付議第 6 号

### 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 22 年 2 月高知県議会定例会提出予定の条例議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき議決を求めます。

〔 高知県教育委員会事務委任規則 〕

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。 〕

## 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県立高知女子大学において教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく免許状更新講習を行うこととすることに伴い、当該講習に係る手数料を新たに徴収するとともに、県立高等学校の授業料の納付期限及び納付額について特例的な取扱いをすることができるよう必要な改正をしようとするものである。

第　　号

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の5を第3条の6とし、第3条の4の次に次の1条を加える。

第3条の5 高知女子大学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（第10条第3項において「免許状更新講習」という。）を受けようとする者は、1時間につき1,000円の免許状更新講習手数料を納付しなければならない。

第4条第1項中「毎月20日」を「毎月20日（次の各号に掲げる月分にあっては、当該各号に掲げる日）」に改め、同項ただし書中「次の各号に掲げる月分については、当該各号に掲げる日までとする」を「知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない」に改め、同条第4項中「県立高等学校の受講料並びに」を「受講料、」に改め、「研修料及び」を削り、「授業料」を「授業料、研修料及び免許状更新講習手数料」に改める。

第10条第1項中「研修料」を「研修料、免許状更新講習手数料」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、免許状更新講習手数料については、次の各号に掲げる者に限り、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

(1) 免許状更新講習の各講座を開始する日の8日前までに当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額から1,000円を控除して得た額

(2) 免許状更新講習の各講座を開始する日の7日前から前日までの間に当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額の2分の1に相当する額

附　則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4又は第3条の5第1項
8 県立大学入学料	
9 県立学校授業料	
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学研修料	
10の3 学位論文審査手数料	

を

7 県立大学入学手数料	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項若しくは第2項、第2条第1項、第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第3条の5又は第3条の6第1項
8 県立大学入学料	
9 県立学校授業料	
10 県立高等学校受講料	
10の2 県立大学研修料	
10の3 免許状更新講習手数料	
10の4 学位論文審査手数料	

に改める。

新  
規

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第3条の5 高知女子大学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項に規定する免許状更新講習（第10条第3項において「免許状更新講習」という。）を受けようとする者は、1時間につき1,000円の免許状更新講習手数料を納付しなければならない。

第3条の6 高知女子大学大学院の研究科の博士課程に在学する者以外の者で、当該大学院の行う博士の学位の授与の審査を受けようとするものは、学位論文1件につき57,000円の学位論文審査手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、高知女子大学大学院の研究科の博士課程に在学し知事が別に定める要件を満たした後に退学した者で、当該退学の日の翌日から起算して1年以内に当該大学院の行う博士の学位の授与の審査を受けようとするものについては、学位論文審査手数料を免除することができる。

第4条 県立高等学校の授業料は、毎月20日（次の各号に掲げる月分にあっては、当該各号に掲げる日）までにその額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 5月20日
- (2) 2月分 2月10日
- (3) 3月分 3月10日（最終学年又は最終年次の者にあって

対  
照  
表

高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第3条の5 高知女子大学大学院の研究科の博士課程に在学する者以外の者で、当該大学院の行う博士の学位の授与の審査を受けようとするものは、学位論文1件につき57,000円の学位論文審査手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、高知女子大学大学院の研究科の博士課程に在学し知事が別に定める要件を満たした後に退学した者で、当該退学の日の翌日から起算して1年以内に当該大学院の行う博士の学位の授与の審査を受けようとするものについては、学位論文審査手数料を免除することができる。

第4条 県立高等学校の授業料は、毎月20日までにその額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分については、当該各号に掲げる日までとする。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 5月20日
- (2) 2月分 2月10日
- (3) 3月分 3月10日（最終学年又は最終年次の者にあって

は、2月10日)

### 2・3 略

4 受講料、県立大学の1単位につき又は月額により定めた授業料、研修料及び免許状更新講習手数料は、別に指定する日までにその額を納付しなければならない。

### 5 略

第10条 既納の入学手数料、入学科、授業料、受講料、研修料、免許状更新講習手数料及び学位論文審査手数料は、還付しない。ただし、県立高等学校の授業料又は県立大学の年額により定めた授業料を前納した場合であって納付者が卒業、留学、休学、退学又は転学をしたときにおける当該卒業、留学、休学、退学又は転学をした月の翌月（留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときにあっては、当該日の属する月）以後のもの及び納付者の責めに帰すべき事由によらない場合における既納の授業料については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、高知女子大学の学部の通常の課程の入学手数料のうち13,000円は、次に掲げる者に限り、還付するものとする。

- (1) 第1次選考として書類選考を行う入学試験において当該第1次選考を不合格となった者
- (2) 入学試験の出願を受理した後に大学入試センター試験（独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験をいう。）の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

3 第1項本文の規定にかかわらず、免許状更新講習手数料につい

は、2月10日)

### 2・3 略

4 県立高等学校の受講料並びに県立大学の研修料及び1単位につき又は月額により定めた授業料は、別に指定する日までにその額を納付しなければならない。

### 5 略

第10条 既納の入学手数料、入学科、授業料、受講料、研修料及び学位論文審査手数料は、還付しない。ただし、県立高等学校の授業料又は県立大学の年額により定めた授業料を前納した場合であって納付者が卒業、留学、休学、退学又は転学をしたときにおける当該卒業、留学、休学、退学又は転学をした月の翌月（留学又は休学を許可した期間の初日が月の初日であるときには、当該日の属する月）以後のもの及び納付者の責めに帰すべき事由によらない場合における既納の授業料については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、高知女子大学の学部の通常の課程の入学手数料のうち13,000円は、次に掲げる者に限り、還付するものとする。

- (1) 第1次選考として書類選考を行う入学試験において当該第1次選考を不合格となった者
- (2) 入学試験の出願を受理した後に大学入試センター試験（独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験をいう。）の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者

ては、次の各号に掲げる者に限り、当該各号に掲げる額を還付するものとする。

(1) 免許状更新講習の各講座を開始する日の8日前までに当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額から1,000円を控除して得た額

(2) 免許状更新講習の各講座を開始する日の7日前から前日までの間に当該講座を受けることを辞退した者 当該講座に係る既納の免許状更新講習手数料の額の2分の1に相当する額

新  
旧  
高知県収入証紙条例（抜粋）

別表（第2条関係）

使用料及び手数料名	使用料及び手数料の徴収根拠
略	略
<u>7 県立大学入学手数料</u>	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項
<u>8 県立大学入学料</u>	若しくは第2項、第2条第1項、第3
<u>9 県立学校授業料</u>	条、第3条の2、第3条の3、第3条
<u>10 県立高等学校受講料</u>	の4、第3条の5又は第3条の6第1項
<u>10の2 県立大学研修料</u>	
<u>10の3 免許状更新講習手数料</u>	
<u>10の4 学位論文審査手数料</u>	
略	略

対照表  
高知県収入証紙条例（抜粋）

別表（第2条関係）

使用料及び手数料名	使用料及び手数料の徴収根拠
略	略
<u>7 県立大学入学手数料</u>	高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第7号）第1条第1項
<u>8 県立大学入学料</u>	若しくは第2項、第2条第1項、第3
<u>9 県立学校授業料</u>	条、第3条の2、第3条の3、第3条
<u>10 県立高等学校受講料</u>	の4又は第3条の5第1項
<u>10の2 県立大学研修料</u>	
<u>10の3 学位論文審査手数料</u>	
略	略

# 公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の創設

平成22年度予定額 3,933億円(新規)

## 趣 旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

## 制度概要

- 対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)。
- 公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担。
- 私立学校の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成(学校設置者が代理受領)することにより、教育費負担の軽減を図る。
- 私立学校に通う低所得世帯の生徒については、所得に応じて、助成金額1.5~2倍した額を上限として助成する。

年収250万円未満程度 237,600円(2倍)  
年収250~350万円未満程度 178,200円(1.5倍)

### 公立高校－不徴収による授業料無償化－

生徒

国

国費負担により授業料を不徴収に

授業料収入相当額

公立高等学校運営費

都道府県・市町村等

### 私立高校等－就学支援金の支給により、教育費負担を軽減－

生徒

支給上限額

118,800円~237,600円

国

就学支援金の費用  
を国費で負担

就学支援金額を  
授業料から減額

経由して申請

学校設置者

都道府県

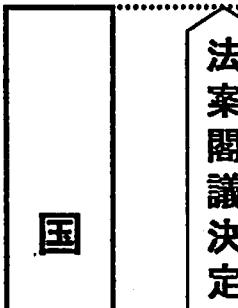
「就学支援金」を代理して受領

（国立学校については、国から  
直接学校設置者へ支給）

## 高校実質無償化の実施スケジュール(案)

H22年

1月



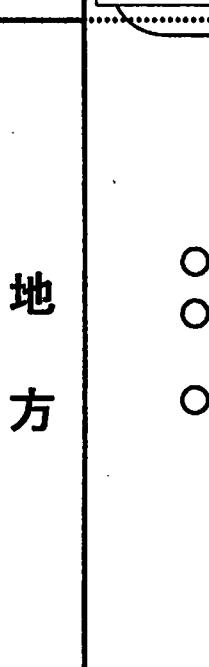
4月

- 授業料不徴収、就学支援金の支給に係る各種手続き

6月

- 制度の詳細設計、広報・周知  
・説明会の開催、ポスター・パンフレット作成など

- 授業料不徴収、就学支援金の  
支給に係る交付金の支給  
(国→都道府県)



### 授業料 徹収 (納入を猶予)

公立  
高  
校

- 諸手続 {  
 ○在籍報告  
(学校→都道府県→国)  
 など

私立  
学  
校  
等

- 諸手続 {  
 ○受給資格認定書の提出  
(生徒→学校→都道府県)  
 ○資格認定(都道府県)  
 ○交付金交付申請・決定  
(都道府県→国)  
 ○低所得者加算に係る請求・  
決定(生徒→学校→都道府県)  
 など

条例改正  
(授業料不徴収)

就学  
支  
援  
金  
支  
給  
(学校→都道府県)

※可能な限り早期に支給  
(年4回予定)

# 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校(専攻科及び別科を除く。以下この条及び第四条第三項において同じ。)
  - 二 中等教育学校の後期課程(専攻科及び別科を除く。次項及び第四条第三項において同じ。)
  - 三 特別支援学校の高等部
  - 四 高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)
  - 五 専修学校及び各種学校(これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの(第五条及び第七条第一項において「特定教育施設」という。)を含む。)
- 2 この法律において「公立高等学校」とは、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。
- 3 この法律において「私立高等学校等」とは、公立高等学校以外の高等学校等をいう。

## 第二章 公立高等学校に係る授業料の不徴収

第三条 学校教育法第六条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額の標準となるべき額として政令で定める額(第六条第三項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。

## ○学校教育法

第6条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

## ○高知県立学校授業料等徴収条例（県立高等学校分抜粋）

第3条 県立学校に在学する者は、次項に定めるものを除き、次の授業料を納付しなければならない。

区分	課程		金額
高等学校	全日制の課程		年額 118,800円
	定時制の課程	単位制による課程 以外の課程	年額 32,400円
		単位制による課程	1単位 1,740円

- 2 県立高等学校の通信制の課程に在学する者は、1単位につき330円の受講料を納付しなければならない。
- 3 県立高等学校の全日制の課程のうち単位制による課程に在学する者で修業年数が3年を超えるものが納付する授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、1単位につき3,960円とする。ただし、当該授業料の年間の合計額が全日制の課程の年額を超えるときは、当該年額とする。

第3条の2（省略）

第3条の3（省略）

第4条 県立高等学校の授業料は、毎月20日までにその額の12分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分については、当該各号に掲げる日までとする。

- (1) 第1学年又は第1年次の者の4月分 5月20日
  - (2) 2月分 2月10日
  - (3) 3月分 3月10日(最終学年又は最終年次の者にあっては、2月10日)
- 2～3 略
- 4 県立高等学校の受講料並びに県立大学の研修料及び1単位につき又は月額により定めた授業料は、別に指定する日までにその額を納付しなければならない。